

地域包括ケア病床のご案内

平成31年4月より地域包括ケア病床（14床）を開設いたしました。

地域包括ケア病床は、入院治療等によりある程度病状は落ち着いたものの、在宅や介護施設等での生活にはまだ不安があるという方や、ご家族の介護負担の軽減のためにご利用いただける病床です。

患者様が安心して在宅や施設等にお戻りいただくため、専任の在宅復帰支援担当者がサポートいたしますので、お気軽にご相談ください。

地域包括ケア病床とは

急性期治療を終了し、症状が改善した患者様、すぐに自宅に退院するには不安のある患者様に対し、在宅復帰に向けて医療管理・診療・看護・リハビリテーションを行うことを目的とした病床です。

在宅あるいは介護施設等に復帰予定の方であれば、どなたでもご利用可能です。具体的には、以下のような場合にご利用できます。

- 急性期治療が終了し、「在宅復帰」へ向けての入院
- 身体の状態変化に伴う「自宅環境が整うまで」の入院
- 在宅復帰に向け「もう少しリハビリ」がしたいとき
- 慣れない医療行為やオムツ交換など「家族介護の指導を必要とする」とき
- 在宅で療養中に「介護者の休養」のための一時入院

入院費用について

- 地域包括ケア病床に入院された場合、「地域包括ケア入院医療管理料2」を算定します。
- 地域包括ケア病床の入院費用は、**原則定額**となります。
（リハビリテーション・投薬料・注射料・簡単な処置料・検査料・画像診断料・入院基本料の費用が含まれています。）
ただし、抗悪性腫瘍剤や抗ウイルス剤などの薬剤のほか、食事料、病衣料など保険外の費用については、別途、ご負担いただきます。
- 病状の変化により、医師が集中的な治療が必要と判断した場合、一般病床に転床する場合があります。

地域包括ケア病床の利用までの流れ

1 はじめに

かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医にご相談のうえ、当院へ連絡をお願いします。

かかりつけ医がない場合

当院、入退院支援専門員（66-2311 内線 633）にご相談ください。

急性期病院からの紹介

紹介先の医療機関が作成した診療情報提供書、看護サマリー等の提出をお願いします。

2 入院までのながれ

急性期病院

施設

在宅

地域包括ケア病床への入院

地域包括ケア病床への入院は、患者さまの心身の状態に合わせて、以下のように行います。

- ①当院の一般病床で精査後に、地域包括ケア病床に入室
- ②包括ケア病床へ直接入室

在宅・介護福祉施設等への退院

病状に応じて入院期間を調整しますが、保険診療上**最大60日**までの入院となります。症状が安定したあと、ご自宅・介護施設等にお戻りいただきます。（参考）当院における一般病床の平均入院日数は、約24日ですが、地域包括ケア病床をご利用いただいた場合、更に最大60日まで入院可能です。

～ご不明な点は、地域連携室までお気軽にお問合せください～

【受付時間】 平日 午前9時～午後5時
【お問い合わせ先】 TEL 0195-66-2311(内線 633) FAX 0195-66-3343